### 川口市道路占用規則 (昭和50年10月1日規則第47号)

最終改正:令和3年3月31日規則第21号

改正内容: 令和3年3月31日規則第21号 [令和3年4月1日]

○川口市道路占用規則

改正

昭和50年10月1日規則第47号

昭和57年3月27日規則第4号 平成元年1月8日規則第1号 平成3年2月12日規則第2号 平成8年3月29日規則第21号 平成9年3月31日規則第39号 平成12年3月31日規則第50号 平成13年9月27日規則第77号 平成15年2月5日規則第2号 平成19年6月29日規則第68号

平成23年10月5日規則第85号 令和3年3月31日規則第21号

川口市道路占用規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)に基づき、本市が管理する道路の占用については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによ る。

第2章 申請の手続

(申請書の提出)

第2条 法第32条第1項の規定により、占用の許可を受けようとする者又は同条第3項の規定による占用の変更の許可を受けようとする者は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25 号)第4条の3第1項に規定する様式の申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。 (添付書類)

- 第3条 前条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 占用の場所の案内図
- (2) 工作物、物件又は施設(以下「占用物件」という。)の構造図、仕様書及び設計書(軽易なものについては、その全部又は一部を省略することができる。)
- (3) 道路掘削断面図、復旧断面図及びこれらに伴う面積計算書
- (4) 占用が隣接の土地又は建物の所有者又は占有者に利害関係があると認められる場合においては、当該土地又は建物の所有者又は占有者の同意書
- (5) 他の法令等により、官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4条 削除

第3章 占用の許可

(占用の許可基準)

第5条 占用の許可は、別表の道路占用許可基準により行うものとする。

(占用の許可の期間)

第6条 占用の許可の期間は、5年以内とする。

(申請の競合した場合の処理)

- 第7条 同一の場所において、2人以上の者から占用許可の申請があった場合においては、次に掲げるところにより処理するものとする。
- (1) 申請書を受理した日が異なるときは、先に受理した申請について許否を定める。
- (2) 申請書を受理した日が同じときは、占用の目的、占用者の適格性及び道路管理上の支障の有無等についての総合的な審査により許否を定める。 (許可書)

第8条 市長は、占用を許可したとき又は占用の変更を許可したときは、様式第1号の許可書を当該申請者に交付する。

第4章 占用者の義務

第9条 削除

(占用物件の管理)

- 第10条 占用者は、道路に設置した占用物件の維持、修繕に努め、破損、汚損等によって美観、交通その他道路管理上支障を来たさないようにしなければならない。 (届出事項)
- 第11条 占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく様式第3号の届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) 占用者がその住所を移転し、又は氏名を変更したとき。
- (2) 占用者である法人が解散したとき。
- (3) 占用の期間を短縮し、又は廃止したとき。

(相続等の権利義務の承継の手続)

- 第12条 相続又は法人の合併によって、占用者の権利義務を承継しようとする者は、遅滞なく様式第4号の届出書を市長に提出しなければならない。 (権利の譲渡) 第13条 占用者は、許可によって生じた権利を他人に譲渡しようとするときは、新たに譲渡を受けようとする者と連名で様式第4号の届出書を市長に提出しなければならない。
- (占用許可の表示) **第14条** 占用者は、占用許可の期間中、許可年月日、許可指令番号、占用目的、許可期間、許可面積及び占用者の住所、氏名を表示した標札を市長の指示する場所に掲出しなければ

ならない。ただし、掲出することが困難な場合その他の事由により市長の承認を受けたときは、この限りでない。 (継続占用の手続)

第15条 占用者が、占用期間満了後引き続き占用しようとするときは、その占用期間満了の日の20日前までに、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定による申請書の添付書類については、第3条の規定を準用する。

(継続占用の許可)

第15条の2 前条第1項の許可については、第3章の規定を準用する。

第5章 工事の施工

第16条 占用物件の設置、修繕、改築、撤去又はこれにより必要を生じた道路に関する工事(以下「工事」という。)に着手しようとするときは、あらかじめ市長に届け出てその指示を受け、 工事が完成したときは検査を受けなければならない。ただし、軽易な工事で市長が必要でないと認めたときは、この限りでない。 (競合工事の施工)

- 第17条 市長は、同一路線において工事が競合するときは、各占用者に施工時期、施工方法及び同一工事人施工等について協議させ、工事を施工させることができる。 (掘削の禁止期間)
- 第18条 占用者は、道路の舗装完成後、次に掲げる期間内は、掘削工事を行ってはならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
  - (1) 高級及び中級舗装は、縦断にあっては舗装工事が完成した日から3年、横断にあっては舗装工事が完成した日から1年
  - (2) 簡易舗装は、縦断にあっては舗装工事が完成した日から2年、横断にあっては舗装工事が完成した日から6月
  - (工事標示板の掲出)
- **第19条** 占用者は、工事期間中占用区域内又はその付近の見やすい筒所に工事標示板を掲出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(工事の施工方法)

第20条 占用者は、次に掲げるところにより、工事を施工しなければならない。

- (1) 交通に支障を及ぼさないように努め、掘削土砂又は工事用器具、機械、材料等を占用許可を受けた区域外に堆積し、又は散乱させないこと。
- (2) 掘削土砂若しくは工事用器具、機械及び材料等で、消火栓、水栓、ガス栓、各種マンホール等の所在箇所を不明確にし、又はこれらに接近させないこと。
- (3) 路面の排水及び下水の流通を妨げないこと。
- (4) 工事の現場には、危険防止のための保安施設を完備し、夜間は、赤色注意灯等必要な措置を講ずること。
- (5) 工事のため道路及びその付属物に損傷を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受け、必要な措置を講ずること。 (う回路の費用負担)
- 第21条 占用者は、工事のため一時交通を制限することにより周囲の道路又はう回路に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (掘削の方法)
- 第22条 占用者は、道路の掘削をする場合は、次に掲げるところにより施工しなければならない。
- (1) 同時に掘削する長さは、当日中に埋め戻し得る程度の最小限に止めること。
- (2) 横断して掘削するときは、片側ずつ行うこと。ただし、片側ずつ施工できないときは、夜間施工その他必要な措置を講ずること。
- (3) 舗装路面及び基礎コンクリートの取壊しは、舗装カッターの類を用いて小部分ずつ施工し、周囲に損傷を及ぼさないようにすること。
- (4) 砂利道の掘削は、路面の砂利を取り去り、埋戻し用の衣土10センチメートル程度を掘削した後下層土に及ぶこと。
- (5) 掘削工事中のわき水又はたまり水を排水施設に流そうとするときは、沈でん装置を施すこと。
- (6) 掘削箇所は、速やかに埋め戻し、舗装路面にあっては、合材で仮復旧を行い、交通に支障のないようにすること。

(道路の復旧)

第23条 占用者は、占用物件の埋設工事(修理工事を含む。)が完了したときは、別に定める舗装道路等の掘削及び原形復旧の施工基準に基づき、直ちに復旧工事を施工しなければな らない。

(工事の検査等)

第24条 占用者は、前条の復旧工事を完了したときは、様式第5号の検査願を市長に提出し、立会検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による検査をしたときは、様式第6号の確認書を当該占用者に交付するものとする。

(保証期間)

第25条 市長が前条の規定による検査をし、合格と認めた日から2年以内に、占用者の施工した復旧工事のかしが原因で道路が損傷したときは、占用者は、市長の指示に従い、自らの負 担において、直ちに当該道路を修復しなければならない。

(市長の代行)

**第26条** 市長は、占用者が法令若しくはこの規則に基づく義務を履行しないとき、又は履行が不十分であると認めたときは、これを代行することができる。

2 前項の代行に要する費用は、市長がその額を査定し、これを徴収する。

第6章 雑則

(道路占用台帳)

第27条 市長は、常に占用の状況を把握するため、様式第7号の台帳を整備するものとし、必要に応じ占用者から資料を提出させることができる。

(国等の占用協議)

第28条 法第35条の規定による国等の占用協議については、第2条から前条までの例による。 (その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、道路の占用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則の廃止)

2 川口市道路占用規則(昭和33年規則第9号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則により行われた申請、許可その他の行為は、この規則の相当規定により行われたものとみなす。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 鳩ヶ谷市の編入の日前に、編入前の鳩ヶ谷市道路占用規則(昭和42年鳩ヶ谷市規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたもの とみなす。

附 則(昭和57年3月27日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年2月12日規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第21号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**(平成9年3月31日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の川口市道路占用規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。
- 3 前項の場合において、この規則により押印を廃止された当該帳票については、押印を省略することができる。

附 則(平成12年3月31日規則第50号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月27日規則第77号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成15年2月5日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月29日規則第68号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。 附 則(平成23年10月5日規則第85号)

この規則は、平成23年10月11日から施行する。 附 則(令和3年3月31日規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表

道路占用許可基準

#### 第1 電柱の占用

電柱の占用については、原則として、幅員4メートルを超える道路に設置するものとし、その設置場所は、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、歩車道境界石の車道側縁辺から柱の最近側まで0.3メートルの間隔をおいて設置すること。ただし、歩道幅員が3メートル未満1.8 メートル以上の場合においては、歩車道境界石に接して設置し、歩道幅員が1.8メートル未満の場合においては、路端から柱の最近側まで0.15メートルの間隔をおいて設置すること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、側溝の道路側縁石に接して設置し、側溝のない場合においては、路端に設置すること、ただし、側溝のない場合であっても将来これを設けなければならないと認める箇所においては、路端から0.45メートルの間隔をおいて設置すること。
- (3) 街角から5メートル以上、横断歩道から3メートル以上の距離を保たせること。

### 第2 街灯の占用

- 1 町会又は商店会等の団体が、その区域内の道路を照明するために設置する街灯の占用については、次に掲げるところによらなければならない。
- 2 前項の街灯の設置筒所は、次に掲げるところによる。
- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、歩道幅員が1.8メートル以上の場合においては、歩車道境界石に接して設置させ、歩道幅員が1.8メートル未満の場合においては、路端寄りとし、路端から灯柱の最近側まで0.15メートルの間隔を保たせること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、側溝の道路側縁石に接して設置し、側溝のない場合には、路端に設置すること。ただし、側溝のない場合であっても、将来これを設けなければならないと認める箇所においては、路端から灯柱の最近側まで0.45メートルの間隔をおいて設置すること。
- (3) 道路の曲角部及び横断歩道の接続部を避け、消火栓から3メートル以上、街路樹から2メートル以上の距離を保たせること。
- (4) 河川に沿って設置する場合には、護岸を損しない範囲において河岸に接すること。
- 3 第1項の街灯を道路に沿って配列する場合においては、次に掲げるところによる。
- (1) 構造物の形状、色彩及び間隔等をなるべく一定区間同一すること。
- (2) 灯柱は、金属又は鉄筋コンクリート製とし、構造堅固、体裁優美のものであること。ただし、住宅地内、工場地内又は幅員11メートル未満の道路では木柱を用いることができる。
- (3) 灯柱の最大直径は、0.15メートル未満とすること。
- (4) 電灯の配線は、地中線式とすること。ただし、住宅地内、工場地内又は幅員11メートル未満の道路では、この限りでない。
- (5) 灯器は、路面の照度を均等とさせ、過度のまばゆさを感じさせない種類のものであること。
- (6) 灯柱を他の支持柱に兼用させないこと。ただし、軽易な装置の支柱に兼用する場合においては、この限りでない。
- (7) 灯柱の間隔及び光源の高さは、次のとおりとすること。

道路の幅員	道路の同一側における	光源の高さ						
	灯柱の間隔	頭柱式	懸垂式又は共架式					
21メートル以上	20メートル以上	4メートル以上	4.3メートル以上					
10メートル以上21メート	17メートル以上	3.8メートル以上	4メートル以上					
ル未満								
4メートル以上10メートル 未満	15メートル以上	3.6メートル以上	3.8メートルを超えるもの					

#### 備考

- 1 特に必要があるときは、灯柱の間隔は、隣接する街路樹の中間に1本ずつとし、又は7メートルまでに短縮することができる。
- 2 共架式の灯器の出幅は、その光源の高さの2割以内とすること。

#### 第3 送電用変圧塔等の占用

送電用変圧塔、同開閉塔又は各種配電箱の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道によし、歩道幅員が2.5メートル以上の場合においては、工作物の長軸の長さ1.1メートル、短軸の長さ0.8メートル、高さ2.2メートルを超えないものに限り歩車道境界石に接して設置し、歩道幅員が1.8メートル以上2.5メートル未満の場合においては、工作物の長軸の長さ1.1メートル、短軸の長さ0.45メートル、高さ2メートルを超えないものに限り歩車道境界石に接して設置すること。
- (2) 軸に長短があるときは、長軸を道路に併行させること。
- (3) 街角又は消火栓から5メートル以上、横断歩道から3メートル以上の距離を保たせること。

## 第4 郵便差出箱の占用

郵便差出箱の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、歩道幅員が1.8メートル以上の場合においては、郵便差出箱の車道側に面する部分は、歩車道境界石の歩道側縁辺上に設置し、歩 道幅員が1.8メートル未満の場合においては、路端寄りに設置すること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、側溝に近づけて設置し、側溝のない場合においては、路端に設置すること。
- (3) 工作物の大きさは、一辺が0.6メートル、高さは1.4メートルを超えないものであること。
- (4) 街角又は消火栓から5メートル以上、横断歩道から3メートル以上距離を保たせること。

### 第5 公衆電話所の占用

公衆電話所の占用については、次に掲げるところにより、交通の支障とならない範囲において設けるものでなければならない。

- (1) 径1メートル未満のものは、歩車道の区別のある道路では歩道上とし、歩道の有効幅員1.8メートル以上残し、歩車道境界石に接して設置すること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、側溝に近づけて設置し、側溝のない場合においては、路端に設置すること。
- (3) 街角又は消火栓から5メートル以上、横断歩道から3メートル以上の距離を保たせること。

## 第6 広告塔等の占用

広告塔又は広告板(川口市屋外広告物条例(平成19年条例第27号)の基準に適合するものに限る。)の占用については、道路の附属物としての緑地帯、ロータリー等の直接通行 上支障とならない箇所に限るものとして、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路標識、交通信号機、その他交通保安施設の効用を減殺しないと認められるものであること。
- (2) 付近の美観と調和、均衡のとれたもので風雨等のために破損したり倒壊したりしない堅固なものであること。
- (3) 塗装がはく離し、破損し、又は腐朽して、危険若しくは不体裁になったときは、速やかに修理その他適当な措置を講ずること。

### 第7 看板の占用

既設の店舗、事務所又は居宅等の建築物に取り付ける看板(川口市屋外広告物条例の基準に適合するものに限る。)の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路の歩道上では、その下端は、路面から3メートル以上、出幅は、路端から1メートル以下とすること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、その下端は、路面から4.5メートル以上、出幅は、路端から1メートル以下とすること。
- (3) 風雨等のため破損又は落下のおそれのないようにすること。

### 第8 可動式看板等の占用

可動式看板又は類似広告物の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 板面の大きさは、1平方メートル未満とし、高さは、路面から1メートル未満とすること。
- 、(2)設置位置は、歩車道の区別の有無にかかわらず路端寄りとし、側溝のある場合には、側溝上、側溝のない場合には、道路境界線から0.45メートル未満とすること。
- (3) 塗装がはく離し、又は破損し、腐朽して、危険若しくは不体裁になったときは、速やかに修理、その他適当な措置を講ずること。

### 第9 掲示板の占用

掲示板の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、側溝のない場合に限ることとし、歩道上の道路境界石に接しさせ、境界石がない場合においては、路端から柱の最側近まで0.3メートルの間隔をおいて設置すること。
- (2) 歩車道の区別のない道路で側溝のある場合には、側溝の道路側縁石に接しさせ、側溝のない場合には、路端から柱の最近側まで0.3メートルの間隔をおいて設置すること。 (3) 交通及び地元居住者に支障のない箇所であること。
- 2 前項の掲示板の構造は、次に掲げるところによらなければならない。
  - (1) 高さ2.1メートル未満、長さ1.8メートル未満、柱の直径0.15メートル未満、厚さ0.2メートル未満とし、これにひさしを設ける場合には、その出幅は、0.3メートル未満とし、ひさしの下側は、路面から1.85メートル以上とすること。

(2) 色彩、意匠は俗悪なものをさけ、管理者及び掲示事項以外の広告物を添加又は塗装しないこと。

#### 第10 地下埋設管の占用

地下埋設管の占用については、別に定める道路占用位置指定標準図によらなければならない。

### 第11 送水管等の占用

送水管又はこれに類するもの(公共的性格を有するものを除く。)の占用については、地下式としなければならない。ただし、交通量の少ない道路で、やむを得ない場合に限り、次に掲げるところにより架空式とすることができる。

- (1) 構造物の大きさは、必要最少限に止め、その下端は、路面から4.5メートル以上の距離を保たせること。
- (2) 構造物の強度は、1平方メートル当たり150キログラム以上の風圧に耐えるものであること。
- (3) 管の継ぎ目から漏水等のおそれのないものであること。

### 第12 軌道敷設の占用

軌道敷設の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のない道路で、交通量が少ない箇所に限ること。
- (2) 軌道敷は、基礎に割栗石を厚さ0.15メートルに張り立て、目つぶし砂利を施した上、厚さ0.2メートルのコンクリートで舗装すること。
- (3) 軌道敷の両側は、深さ0.35メートル、幅0.15メートルのコンクリートで軌道境界を設置し、その前後10メートルの路端寄り左側の位置に道路標識、区画線及び道路標示に関する 命令(昭和35年/総理府/建設省/令第3号)による指示標識を設置すること。
- (4) 軌道の内側には、護輪軌条を敷設すること。
- (5) 軌道面は、路面となじみよく取り合わること。
- (6) 占用期間中は、軌道間及びその外側0.7メートルの間の維持修繕は、許可を受けた者の負担において行うこと。

#### 第13 日よけ及び仮設日よけの占用

日よけ及び仮設日よけの占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、その下端は、路面から2メートル以上とし、その出幅は、路端から1.5メートル未満とすること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、その下端は、路面から3メートル以上とし、その出幅は、0.5メートル未満とすること。
- (3) 仮設日よけの設置期間は、6月から9月までの4月間とし、期間終了後は、その全部を撤去すること。

### 第14 巻上日よけの占用

巻上日よけの占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路又は歩車道の区別のない幅員6メートル以上の道路では、おおい部は布類を使用し、その下端は、路面から2メートル以上とし、出幅は、路端から1.5 メートル未満とすること。
- (2) 歩車道の区別のない幅員6メートル未満の道路では、おおい部は布類を使用し、その下端は、路面から2メートル以上とし、出幅は、路面から1メートル未満とすること。
- (3) 施設物の両側に側布等をつり下げないこと。
- (4) 操縦かんのあるものは、これを外部に突き出さないこと。

#### 第15 ひさしの占用

ひさしの占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 道路の拡幅工事その他公共事業等により、路上に突き出ることになったものに限り、暫定的に使用するものであること。
- (2) 期限付きで、撤去することの確約を得たものであること。

### 第16 露店の占用

祭典、縁日、歳の市等に開設する露店の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、歩車道境界石から1.5メートル未満、歩道幅員の2分の1を超えない区域とすること。
- (2) 歩車道の区別のない道路では、路端から2メートル未満とし、路幅の3分の1を超えない区域とすること。
- (3) 各店の間口は、2メートル未満、奥行は1メートル未満とすること。
- (4) 延長は12メートルごとに1メートル以上の間隔を保たせること。
- (5) 交差点、街角又はバス停留所から10メートル以上、消火栓又は横断歩道から5メートル以上、道路標識から3メートル以上の距離を保たせること。
- (6) 換気口上又は百貨店、映画館若しくは劇場の出入口その他特に混雑する場所を避けること。

## 第17 バス停留所標識類の占用

バスの停留所標識又は待合所の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 停留所標識は、歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、歩車道境界石に接して設置し、歩車道の区別のない道路では、側溝に近づけて設置し、側溝のない場合には、路端に設置し、柱の直径は、0.1メートル未満、標識の上端は、路面から2メートル未満とし、街角又は消火栓から5メートル以上、横断歩道から3メートル以上の距離を保たせること。
- (2) 待合所(バス会社が設置するものに限る。)については、交通の支障にならないよう路端に設置すること。

### 第18 仮設工作物の占用

家屋、障壁等の工事の板囲い、足場、養生朝顔、懸出し及び支柱等を設置するための占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、歩道幅員の3分の1未満、歩車道の区別のない道路では路端から0.9メートル以下とすること。
- (2) 懸出しを歩車道の区別のある道路に設ける場合には、保安上支障がないと認めたときに限り、歩道幅員の全部を使用させることができるものとし、高さは、路面から3メートル以上とすること。
- (3) 高層建築における交通上危険防止のための養生朝顔を路上に突き出させる場合には、路面からの高さは、歩車道の区別のある歩道上では4メートル以上、歩車道の区別のない 歩道上では5メートル以上とすること。

## 第19 一時材料置場の占用

建築材料一時置場の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路では、歩道幅員の5分の1未満、歩車道の区別のない道路では、路端から0.9メートル未満とし、路幅の8分の1を超えないこと。
- (2) 消火栓、水栓、ガス栓及び各種マンホール等の所在箇所を不明確にし、又はこれらに接近させないこと。
- (3) 街角から5メートル以上、横断歩道から3メートル以上の距離を保たせること。

# 第20 現形占用

現形占用については、次によらなければならない。

- (1) 道路の構造を変えることなく、一時的に占用するものであること。
- (2) 交通の妨げにならないこと。

様式第1号 <b></b>																	
来15月1万								(表)	)								
									親		更新	変更	指令	第年		月	号日
					道	路	占	用	許	可	1	ř					
												名					
道路法第32%	その	規定	こよ	:り下	記	のとは	39	許可	する。	)	~_	.4476	(10011				
占用の目的																11	1111111111
占用の場所		線名 所		)]][							~ ~		車道	道・	步道	<b>道</b> •	その他
		名	_		称		Т	ŧ	見		楼	ī	Т	数			最
占用物件							T		,,,				T				
占用の期間			年年		月月		ヨか ヨま	55.00	間	0	有	物件	Ė				
工事の期間			年年		月月		日か 日ま		間			実施方法					
道 路 の 復旧方法	1	の指定を	Î	仮後	[[]]	年 年 2 原		月月	日日	添書		付舞	び件削	調断の断	3 図 造 図 図 図	平 4 図等	道路状态
占用料	3	協議	) 3		算定	) 基礎				_			備	その考	7他		
			円										-	調番上			
ただし、次の 1 一般条件(3 2 特別条件 _								3.01.01					指令			月	号日
上記、一般条	件及	及び特	別	条件	を遵	宇し				J	11 🗆	市長					印
いときは、この	か許	可を	取り	消し	ま	す。											

(寒)

### 道路占用についての一般条件

道路占用許可(以下「占用許可」という。)を受けた者は、次の条件を遵守すること。

- 1 占用許可を受けた者は、遅滞なく所轄警察署長に道路使用許可を申請し、その許可を 受けた後、工事に着手すること。
- 2 占用工事の着工に際しては、あらかじめ市長に届け出、係員の立会いを求めて指示を 受け、完成の際は、検査願を市長に提出し検査を受けること。
- 3 工事は、許可書のとおり施工すること。なお、工事中に占用位置又は土被り等に支障を生じ、許可書のとおり施工できないときは、直ちに工事を中止し、市長の指示に従い、新たに道路占用許可(変更)申請書を提出すること。
- 4 占用物件の設置に当たっては、沿道利害関係者との間に紛争を生じないよう十分打合 せのうえ施工すること。
- 5 工事施工に際しては、工事標示板を占用区域又はその付近の見やすい場所に掲出し、 工事完了後は、占用物の見やすい場所に占用許可年月日、占用許可指令番号、占用目的、 占用許可期間、占用許可面積並びに占用者の住所及び氏名を表示した標札を掲出すること。
- 6 工事施工中は、交通整理員、簡易信号機等により交通の安全を確保し、特に夜間における工事については赤色注意灯を設置するなど必要な措置を講じ、交通保安について万全な対策を講ずること。
- 7 占用工事に係る市民からの苦情等は、着工の日から完成の日までの間は、一切占用者 においてその解決に当たること。
- 8 占用物件は、道路管理上及び一般交通上支障を来さないよう、常に良好な状態で維持管理すること。
- 9 この占用許可により得た権利を他人に譲渡するときは、川口市長に届け出ること。
- 10 占用の期間が満了するとき、又は占用を廃止するときは、遅滞なく市長に届け出て、 その指示に従い道路を原状に回復すること。
- 11 占用者が住所若しくは名称を変更したとき、又は占用の期間を変更しようとするときは、遅滞なく市長に届け出ること。
- 12 占用期間満了後引き続き占用しようとするときは、期間満了の日の20日前までに、申請書を提出して、市長の許可を受けること。
- 13 道路管理者が必要と認めるとき、又は道路に関する工事施工のため支障があるときは、この占用許可を取り消し、又は占用物件の移設、改築、除却若しくは原状回復を命ずることがある。この場合の費用については、占用者の負担とする。
- 14 道路管理上の必要により行う市長の指示命令に従うこと。
- 15 占用又は占用工事が原因で第三者に損害を与えたと道路管理者が認めた場合は、占用者の責任で一切の解決にあたること。
- 16 前各項のほか、道路法、同法施行令、川口市道路占用料条例及び川口市道路占用規則を遵守すること。

以上

様式第2号 削除		

<b>様式第3号</b> 様式第3号												
									決	裁		欄
	道	路	占 用	変	更・	廃	止	届				
(あて先)川口	市長								年	月	日	
						住	. 所					_
190 . g t <u>1</u>	4 <u>4</u> 4					迅	名	(3				-
次のとおり変	更・廃止	したの	で届け出	ます。	<u>,                                      </u>							
1 場 所												
2 占用期間		年	月	E	まから	200		年		月	日ま	で
3 占用物件 の構造(長	口径		延長	ŧ	m	幅員	i			箇所数		
の構造(表 さ、幅、面積 等)			面積	Ē		L			m			
74.7	81		cm						m <sup>2</sup>			
4 前回許可		年	月		日			指令	<del>क</del> ि	第		뮥
5 変更又は廃	止の内容	î ă										
6 調査年月	Ħ	年	月		日	受	付欄					
7 調査員職氏	名											

<b>様式第4号</b> 様式第4号								
						決	裁	橌
		道路;	占用 権	承継・	譲渡届			
(あて先)川口	市長					年	月	日
					氏名_ 電話 被承継人又	ては譲渡	人	
次のとおり届	け出ます。							
1 目 的								
2 場 所								
3 占用期間		年	月	日から		年	月	日まで
4 占用物件 の構造(長	口径		延長	m	幅員	m	箇所数	
さ、幅、面積 等)		cm	面積			$\mathrm{m}^2$		
5 前回許可		年	月	日		指令	第	号
6 継承又は 譲渡の理由								

様式	<b>様式第5号</b> 第5号												
										決	裁		欄
				道路征	复旧	工事分	它了 検	查	願				
										年	月	日	
(8	あて先)川口	市長						住	所				
									名				
74.	のとおり復	нт:	車が空	アレたの	で絵え	なしてん	・ださい						
- 10	いこわり扱!	<u> НТ</u> :	<b>₱</b> //•70	1 0/200	(1央)	EUC	,/cev.	0			1001110011		
1	場所												
2	申請年月日			年	月	ŀ	1						
3	許可			年	月	ı	3		指令	第		号	÷
4	完 成			年	月	ŀ	3						
5	施工業者	住戶氏					(電話	r.					\
	舗装	区	分	延		長	幅	i i	員	ī	面	積	)
	舗	装	(A)			m	710		m			1,54	m <sup>2</sup>
6	舗	装	(B)										
施	舗	装	(C)										
工	舗	装	(D)										
面	インターロ	ッキ	ング										
積	平		板										
等	歩		道										
寺	砂		利										
	計												
7	検査希望日			年	月	日	受付						
検査日	市の指定す		時 (前・	年 後)	月時	日分		4500				1000	

様式	株式												
										第年	月		号日
				道路	复旧	工事	F 検 査 6	在認書	ř				
_	11-11-11-11		様										
								川口市	ī長				印
3	次のとおり復旧工事の検査を行ったので通知します。												
1	場	所											
2	許	可		年	月		日		指令	第			号
3	完	成		年	月		Ħ						
4	施工	業者	住 所					w. n. e.					
	200000000000000000000000000000000000000		氏名 (電話)								VV-1-0		
5	道路	4種別	□ 舗装(		)		歩道(		)		砂利	道	
			検査年月日 □ 復旧』	はおにつ	つき	丁水			日				
6	検査	E結果	□ 復旧石	下良に~					手直し	を行い	、再构	食査	を受 <u>け</u>
			<u>ること</u> 。				71.0016 (20.00			11 400-1			
7	保証	E期間	ただし、	年		月	日から			年	月		日まで 
													10

	雄士	第7号							
様式	第7	号							
			道	路	占	用	台	帳	国県市水下電通ガバーそ 水 の
	** -1-	0							
占月									住所
場	所								□車 道 □歩 道 □側 溝 □法 敷 □広 場 □上 空
目	的	J							口径 延長 幅員 箇所数
									m: m 面積 m²
期	間								占用料
- Code		•	٠	から	1	•	•	まで	□有料□減免□無料
許	П			文	書記	号第		号	(面積又は個数) (単価) (年数又は月数) × 円× = 円
更	新			253,1=94	許	可			番号 占用料 確認 備考
		<del>.</del>	<u>.                                      </u>	まで		·		<u>.                                      </u>	P
					-				P P
		•	•			•		•	円
			•			•		•	円
0			•						н
特別	定許	可条件							変更事項
-									
-									